令第百九条の三第一号の認定に係る評価	百二十八万円
令第百九条の三第二号ハの認定に係る評価	百二十八万円
令第百十二条第一項の認定に係る評価	九十九万円
令第百十二条第二項の認定に係る評価	
非耐力壁について加熱開始後一時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	百十六万円
耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百四十九万円
柱について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合	百四十五万円
床又ははりについて加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百五十一万円
軒裏について加熱開始後一時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	百十六万円
令第百十二条第三項第一号の認定に係る評価	百五十一万円
令第百十二条第十一項ただし書の認定に係る評価	九十五万円
令第百十二条第十八項第一号の認定に係る評価	四十一万円
令第百十二条第十八項第二号の認定に係る評価	四十一万円
令第百十二条第二十項の認定に係る評価	四十一万円
令第百十四条第五項の認定に係る評価	九十七万円
令第百十五条第一項第三号ロの認定に係る評価	四十一万円
令第百十五条の二第一項第四号の認定に係る評価	百二十八万円
令第百二十三条第三項第二号の認定に係る評価（令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	
外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	四十一万円
排煙機を設けるもの	四十五万円
右に掲げるもの以外のもの	五十九万円

令第百九条の三第一号の認定に係る評価	百二十七万円
令第百九条の三第二号ハの認定に係る評価	百二十七万円
令第百十二条第一項の認定に係る評価	九十八万円
令第百十二条第二項の認定に係る評価	
非耐力壁について加熱開始後一時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	百十五万円
耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百四十八万円
柱について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合	百四十三万円
床又ははりについて加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百五十万円
軒裏について加熱開始後一時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	百十五万円
令第百十二条第三項第一号の認定に係る評価	百五十万円
令第百十二条第十一項ただし書の認定に係る評価	九十四万円
令第百十二条第十八項第一号の認定に係る評価	四十万円
令第百十二条第十八項第二号の認定に係る評価	四十万円
令第百十二条第二十項の認定に係る評価	四十万円
令第百十四条第五項の認定に係る評価	九十六万円
令第百十五条第一項第三号ロの認定に係る評価	四十万円
令第百十五条の二第一項第四号の認定に係る評価	百二十七万円
令第百二十三条第三項第二号の認定に係る評価（令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	
外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	四十万円
排煙機を設けるもの	四十四万円
右に掲げるもの以外のもの	五十八万円